

平成24年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年12月14日(金)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	12月14日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 召 議 員	1番	松本正美	2番	山田新太郎
	3番	安藤洋一	4番	高阪康彦
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	14番	大原龍彦		
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	政策推進 課 長	山本 章人
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税務課長	服部 康彦
		総務課長	江上 文啓	安心安全 課 長	岡村 智彦
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 保険医療 課 長	犬飼 博初
		次 長 兼 環境課長	上田 実	次 長 兼 高齢介 護課 長	佐藤 一夫
		子 育 て 推進課長	鈴木 利彦		
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土木農政 課 長	西川 和彦
		まちづく り 推 進 課 長	志治 正弘		
	上下水道部	次 長	絹川 靖夫		
消 防 本 部	消 防 長	鈴木 卓夫	次 長 兼 消防署長	大橋 清	
教育委員会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	鈴木 智久	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
6	松 本 正 美	②子育て支援の充実強化を図れ……………	118
7	佐 藤 茂	近鉄富吉駅南地区の開発について……………	131
8	安 藤 洋 一	蟹江町の水害対策を問う……………	139

○議長 中村英子君

皆さん、おはようございます。

平成24年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、昨日に引き続き定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

それでは、順次発言を許可いたします。

質問6番 松本正美君の2問目「子育て支援の充実強化を図れ」を許可いたします。

松本正美君、質問席にお着きください。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。おはようございます。

きのうに引き続きまして、2問目の「子育て支援の充実強化を図れ」を質問させていただきます。

最初に、子育て支援センターの機能の充実について伺います。

近年の都市化、女性の社会への進出などを背景とした家族機能の変化、家庭や地域における子育て機能の低下や子育てについての不安や悩み、親の孤立感が、一層増大しているところであります。

本町においても、女性の社会への進出とともに、近隣コミュニティの希薄化などにより、子育てに関する不安や悩みを抱える母親が増加しております。子育て支援センターの相談事業や情報発信事業などの機能の充実や、地域における子育て支援の担い手となるボランティアの育成、地域と連携した子育て支援活動の拠点、児童館の機能の充実が求められているところでもあります。

11月14日に、京都市の子育て支援総合センターこどもみらい館へ視察に行っていました。この京都市子育て支援総合センターこどもみらい館は、少子化、核家族化、地域コミュニティの希薄化など、子供たちを取り巻く環境が著しく変化する中、子育てに不安や悩みを持つ保護者の子育てを支援し、安心して子供を産み育てることのできる環境を整備する施策の一環といたしまして、平成11年12月23日にオープンし、来館者は1日平均して1,321人、平成24年の5月9日には、500万人を達成したと言われておりました。

この支援総合センターこどもみらい館では、保育園と幼稚園の垣根を越えた全国初の共同機構による事業を推進されております。教育・福祉・医療が三位一体となった取り組みを展開し、ボランティア養成が702人、こどもみらい館登録が301人、毎日約20人のボランティアが活動しております。

その中で、相談事業といたしまして、電話相談ボランティアやこども元気ランドボランテ

ィア、これは遊びを通じて親子と自然な形で触れ合う中で、相談に応じたり、子育ての楽しさを伝える場となっているところであります。また、カウンセラー、医師ら専門スタッフがきめ細かく対応する相談体制事業もとられております。

情報発信事業といたしまして、子育て支援と家庭の教育力向上を目指す子育て講座を初めとする数多くの情報発信事業が展開されております。

また、子育て図書館では、年間22万人、1日平均710人が利用し、貸し出し、閲覧とともに、絵本ボランティアによるお話、ふれあう機会づくりが実施されております。

本町でも、子育て支援センターが2カ所になり、子育て支援の機能の充実が、今まで以上に求められておるところであります。

1点目に、子育て支援センターは、親にとっては交流の場・学びの場、子供にとっては遊びの場・育ちの場を提供していく場所であると考えます。子育て支援センターでの子育て相談、健康相談、電話でのダイヤル相談など、乳幼児の子育て何でも相談事業体制や、情報発信事業として、子育て支援と家庭の教育力向上を目指す講座の開設や、子育て支援センター内に子育て図書館の設置など、子育て支援センターの拠点としての機能が、十分発揮できる取り組みはできないのか伺いたいと思います。

また、本町では、町民とのパートナーシップによる子育てネットワークづくりも求められておるところであります。子育て支援ボランティア、電話相談ボランティア、保育園や幼稚園での活動ボランティア、絵本ふれあいボランティアなど、ボランティア活動の育成・支援や子育てサークルサポート支援など、質を向上させていくための地域や他機関とも連携した子育て支援ネットワークなどが、求められているところであります。

子育て支援ネットワークの推進においては、蟹江町の次世代育成支援行動計画の中でも、事業目標として検討されておりますが、いつまでに広げようとしてみえるのか、広げる考えはあるのかお伺いしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

それでは、議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、蟹江町では、先ほど議員がおっしゃられたとおり、蟹江保育所内にある蟹江子育て支援センターと、ことし4月から新たに蟹江児童館内に開設しました蟹江南子育て支援センターの2カ所がございます。

蟹江保育所内にある蟹江子育て支援センターでは、毎月、交流会等を開催し、乳児を持つ親子の触れ合い事業を展開しております。またそれと同時に、子育ての悩みの来所相談ですとか電話相談事業も行っており、多数の実績等も上げております。

次に、今回開設しました蟹江南子育て支援センターでございますが、こちらの開設場所は児童館ということでございまして、最初の蟹江子育て支援センターは、保育所内ですので、乳児を抱かれた親子ぐらいの方が利用されておりますが、今回、南子育て支援センタ

一では、開設場所が児童館ということもありまして、立地条件が児童館、いろいろな方が、親子さんもそうですし、来ていただくということになっております。その中で、蟹江児童館の中には、ファミリーサポートセンターも兼ね備え、子育て支援に悩んだお母さん方の本来からの相談事業ですとか、送り迎えの人手も関係も、そちらの蟹江児童館のほうで相談ができるというような関係で、蟹江児童館が今後、蟹江町での子育て支援の拠点ということと考えております。

次に、子育て支援ネットワークの関係になりますが、そちらのほうは広げる考えはないのかというご質問でございますが、蟹江子育て支援センター内には、いろいろなお母さん方のサークル等ができておると聞いております。その辺も研究をしながら連携をとり、どのようにネットワークをつなげていったらいいのかというのは、今後、研究をしていく必要があると思います。

また、ボランティアについては、社会福祉協議会等の連携等も図りながら行っていきたいと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

子育て支援センターの機能の充実強化ということではありますが、京都のみらい館みたいな大きな支援センターというのは、非常に蟹江町にとっても難しい話ではありますが、でも内容等は、見習っていかなければいけない部分があるわけです。

特に本町でも、子育て支援センターの拠点としての子育てに関する総合のコーディネート機能の強化や、そして親が安心して子育てができる相談体制、また子育てについての情報提供や環境の整備、これは最近でも親御さんから非常に求められている施策でありますので、この点もしっかり取り組んでいただきたいなと思うわけなんです。

特に行政としての支援体制の強化ということで、ちょっとお聞きしたいんですけども、特に今回の子育て支援センターも新しくできたわけですけども、職員の相談スキル向上のための研さん、そういうことはなされているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

今現在まだ4月に開設したばかりでございますので、そういった研修等は、まだこちらからの研修はしておりませんが、保育士の免許を持った方に子育て支援センターのほうへおいでいただいておりますので、経験をもとにお願いをしたいと思っております。その後、これからもっと子育て支援センターの充実を図っていくためには、そういった研修等も必要であろうと思っておりますので、順次考えていくつもりでおります。

以上です。

○1番 松本正美君

新しいところは4月から始まったんですけども、蟹江保育所のほうは、もう既に始まっ

ておるわけなんですね。だから、そういう意味では、今後そうした職員の相談、そうしたスキルの向上のための研さんも、よその地域ではやられていますので、これもしっかり取り組んでいただきたいと思うわけなんです。

それと、特に親御さんからの要望があるのは、地域子育て自主サークルの支援ということで、特に子育てサークルの活動の場の確保をしていただきたいと。いまさっき課長のほうからもお話があったように、そういう支援団体もあるわけなんですけれども、もっともっと活動の場の確保をしていただきたいという要望をいただいております。それは特に子育てに悩んでいるときに、身近に相談する人がなく、また育児ノイローゼだとか産後うつ病になることもあると。そういった場合に、サークル活動、またそのような場に参加する状態ができれば、非常にいいんじゃないかという、また悩みをそうした場所において共有する、また友達づくりをする、そうした親子同士の交流などの要望を強くいただいているところであります。

だからそういう意味で、地域子育てサークルの活動の場の確保については、どのように考えてみえるかお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

一応2カ所、蟹江保育所内と蟹江児童館での子育て支援センターがございますので、今のところできるだけその子育て支援センターの事業等に出ていただくということで、同じ子育てをしている母親、お子さん同士、そういった悩みを、先輩の母親の方、子供をお持ちのお母さん方に聞いていただくということを考えておりますので、どんどんその子育て支援センターのほうへお出かけいただくと。今のところそういった考えを持っております。

以上です。

○1番 松本正美君

特に3歳を超えてから幼稚園、そして保育園に入るまでのサークル活動、そうしたのが非常に要望が強いんですね。だから、もちろん子育て支援センターに行く中で、またそうした中でのそうしたサークル活動も大事になってくると思いますので、そういうことも、今、課長も言われたように含めて、そうした子育てサークルに対する支援をしっかりとつくっていただきたいと、このように思います。

次に、育児に関する心理サポートの強化ということで、これも蟹江町の次世代育成行動計画の中にも、児童虐待対策としてとらえてみえるわけではありますが、特に乳幼児を抱えるお母さんですね、そうした方のストレスだとか、また幼児期の虐待対策、また特に蟹江町におきましても、双子の母親の方が見えるわけなんですけれども、そうした方が非常に育児ノイローゼなど、そうした心配事が多い方も見えるわけなんですね。そうした支援なども求められていますが、この点についてはどうでしょうか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

まず、蟹江町での双子以上のお子様をお持ちの方の数なんですけど、保健センターのほうで調査をした結果、24年・23年については1組ということで数字のほうは教えていただいております。その双子さん以上は、確かに子育てになりますと当然いろいろな悩みはありますので、その辺ほかの市町村、弥富市で子育て支援センター内で何か双子、三つ子以上の母親の日を、どうも月1回つくってみえるということで、わくわくフレンズというような名目で月1回行ってみえるということで、内容については、双子以上をお持ちの親子さんと先輩ママの交流事業ということでやってみると。おおよそ2時間ぐらい、9時半から11時半ぐらい、月1回行っているということは聞いておりますが、その辺、双子さんに限らず、私どもは子育て支援センターのほうで、いろいろな親子交流等をやっておりますので、今のところそちらの事業を、もう少し充実等を考えていかなければならないのかなという考えを持っております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうかこうした双子の支援を、お母さんも非常にそうした育児に困ってみえる方も見えますので、今、課長のほうから、弥富市はそうした取り組みをやってみえるということをお聞きしましたんですけども、どうかそうした取り組みも一回考えていただきまして、取り組んでいただけるといいかなと、このように思います。

それで、特に子育て支援と家庭の教育力を目指すということで、子育て講座の実施ということをおっしゃっていただいておりますけれども、この点は町としてはどのように考えてみえるのでしょうか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

今のところ私ども、その考えはちょっと、講座を開くというようなことは、まだ今のところ考えてはございませんが、今後必要であればということで、前向きのほうで考えていかなければならないなと思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

子育て支援センターの機能の強化充実ということでありますので、そうしたいろいろな施策が考えられますけれども、どうかしっかりとこうした施策も取り組んでいただきたいなと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

次に参ります。次に、子ども・子育て関連3法についてお伺いしたいと思います。

このたびの社会保障と税の一体改革の中で、重要な柱の一つといたしまして、子ども・子育て関連3法が成立いたしました。

この法律は、保育所・幼稚園・認定こども園の拡充など、子育て環境の充実を図ることを目的としているところであります。この新制度が本格的に動き出すのは、早ければ平成27年度でございますが、消費税率8%引き上げに当たる平成26年度から本格施行までの1年間、



保育需要の増大等に対応するため、新制度の一部を先取りした保育緊急確保事業、子ども・子育て支援法附則第10条が行われることになっておるところであります。

当町といたしましても、国の動向を見きわめつつ、できる限り円滑、速やかに新制度を導入できるよう、万全の準備をしていくべきであると考えているところであります。

そこで、以下、具体的に質問をさせていただきます。

1つ目に、地方版子ども・子育て会議の設置についてであります。

国においては、平成25年4月に子ども・子育て会議が設置されます。会議の構成メンバーといたしましては、有識者、地方公共団体・事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者、子ども・子育てに関する事業に従事している方が想定されているところであり、子育て支援の施策の決定過程から、子育て家庭のニーズがしっかりと反映できるような仕組みとなっているところでもあります。

子ども・子育て支援法第77条においては、市区町村において、地方版子ども・子育て会議を設置することを努力義務化しておるところであります。子育て家庭のニーズを把握して施策を行う仕組みは、国のみならず、地方においても極めて重要であります。

当町においても、子育て家庭のニーズがより一層反映できるよう、来年度から子育て当事者等をメンバーとする合議制機関を、新たに設置する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

それでは、子ども・子育て会議の設置ということでお答えをいたします。

子ども・子育て支援法第77条には、「市町村が条例で定めるところによって第1号から4号までの事務を処理するために、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるように」と規定をしております。

ちなみに、77条第1項1号から4号でございますが、1号については、特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する関係、2号に、特定地域型保育事業の利用定員の設定、3号に、子ども・子育て事業計画、4号に、子ども・子育て支援に関する調査・審議というような項目の事務を処理するために置くように努めなさいということで、規定はされております。

このように町としても、地域の子供及び子育て家庭の実情を十分に踏まえて、今後検討をしていこうと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

検討していかれるということではありますが、従来の子育て関係の機関では、例えば蟹江町でも民生児童委員のメンバーの構成の中に、子育て当事者が入ることはなかったのではないかな。担当の方は見えると思いますが、子育て家庭のニーズの中で、子育て施策に反映されていないといったことが、この子育て当事者が入らないことで指摘されているわけでありま

す。特に子育て当事者が入っている合議制機関で、自治体では、大阪府の池田市が、もう既にこうした取り組みもやられておると聞いているところでもあります。

だから、蟹江町にとりましても、今後、従来のそういった機関機能を大幅に拡充するなど、また対応して、今回の新制度のための専門部会を設置するなど、検討していただくことはできないのかなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

先ほど申しました77条の關係の3号に、子ども・子育て事業計画というのがございます。こちらのほうは、まずは初めに子育ての事業計画を作成しなさいということで、25年度中に、ひょっとしたら事業計画をつくらなければならないというような形がございます。その子育て事業計画については、以前、次世代育成支援のニーズ調査等を行った場合に、そのニーズ調査を行うための審査会、策定委員というものをつくりまして、その構成メンバーの中に、それぞれ保育園・幼稚園の保護者の方等、委員として加入をさせていただいておりましたので、今回こういった事業計画等をつくる場合においても、そういった保育所、幼稚園等の保護者の方等も入っていただいて、計画のほうはつくっていきたいと考えておりますので、まず最初にそういった計画の策定段階において、何とかできればこういった委員会メンバーでつくっていきたいと考えております。

○1番 松本正美君

それでは、2つ目に、先ほど課長も言われたような事業計画の検討ということで、そこでまた質問させていただきます。

今回の子ども・子育て支援法の制定により、すべての自治体が事業計画を策定しなければならないことになっています。事業計画の期間は5年です。この事業計画の策定に当たっては、国の基本指針に基づき、子育て家庭の状況及びニーズをしっかりと調査し、把握するということが求められているところでもあります。

平成27年度からの本格施行に向け事業計画を、平成25年度予算において、事業計画策定に向けたニーズ調査のための経費を計上することが必要だと考えられますが、この点についてもいかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

先ほど申し上げましたとおり、その事業計画は25年度の新規事業として私ども位置づけております。ですから、選挙のある関係上、骨格予算になりますので、新規事業としては、6月の補正予算で計上するつもりではおりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

それに伴う3つ目の質問であります。本町における実施体制についての準備組織の設置についても、ちょっとお聞きしたいと思います。

新制度への移行に当たり、事業計画や条例の策定など、関係部局の連携のもとで、かなり膨大な準備が伴ってくると思います。新たな制度への円滑な移行を目指して、当町においても速やかな準備組織を立ち上げ、対応すべきだと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

確かに膨大な準備が必要ではありますので、ほかの自治体等の動向、それと私どもの関係部局との調整等、いろいろな検討事項が必要になってきます。それで、その上において、今後、時間をかけて調整等に取り組んでいきたいと考えております。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。特に今回の関連3法に基づく支援策の本格的実施は、たしか2015年であります。準備すべきことは、今ほど課長も言われたように山ほどあるわけですが、特に計画策定に向けてニーズの調査、また地域ごとの子育て支援に関するニーズは、相当地域によって違うと思います。蟹江町でも、どのような考え方にに基づき、子育て支援の充実に取り組むのか、スケジュールや予算はどうするのかなど、今から一つ一つ詰めていく必要があると思います。こうした取り組みも考えて進めていただきたいと思います。この点はどうか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

せんだっての会議のほうで、一応、子ども・子育て関連法の本格施行までの想定イメージというものを県のほうで示していただきましたので、そちらのほうを参考にしながら、順次こちらのほうで準備を行っていきたいと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

それで次に、利用者の支援についてもお伺いしたいと思います。

今回の新たな制度への移行に向け、利用者の中には、具体的にどのような制度になるのか、不安の声が数多く寄せられております。利用者に対して、新たな制度についての情報を丁寧に提供するとともに、地域子育て支援拠点となる身近な場所で、利用者の気軽な相談にも応じられる体制を整えていくことが必要だと思います。

例えば横浜市では、保育コンシェルジュをすべての区に1人から2人配置し、利用者である保護者の方々のニーズや状況を伺い、それに合った保育サービスに関する情報提供を行っております。また、千葉県の松戸市でも、地域子育て支援拠点に子育てコーディネーターを配置し、利用者に対し、地域の子育て支援サービスの情報提供を行ったり、利用者からの相談も受けているとお聞きしているところでもあります。

こうした取り組みは、当町においても来年度から実施すべきではないかと考えますが、先ほど課長が言われたように、事業計画、そうした取り組みもありますので、そういった取り

組みが決まり次第、こうしたことも取り組んでいかなければいけないと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

横浜の保育コンシェルジュと松戸市のコーディネーターの関係、インターネットで調べさせていただきましたが、確かに素晴らしい事業ではございます。ただ、私どものほう、まだまだ子育て支援センターのほうも含め、まだ日が浅いということを考えておりますので、子育て支援センターをより充実させるために、職員のほうを、まず研修等も行いながら充実をさせていきたいと考えております。

○1番 松本正美君

この子育て3法は、まだ、今ちょうど選挙の途中でありますので、この結果で変わってくる場合もあるかもわからないので、町当局も、ちょっとはっきりしたことは言えない部分があるんじゃないかなと、このように思いますけれども、特に子育て支援総合コーディネーター事業というもの、これ3法にかかわらず大事なんじゃないかなと思うわけなんですけど、特に子育て支援において、本町には出産後、また子育てが一段落したら、社会に出て働きたいと考えているお母さんたちも見えるわけでありまして。今後は母親の生き方、支援という方向も必要ではないかなと。その意味からも、こうした子育て支援総合コーディネーターの事業も、必要となってくるのではないかなと思います。地域子育て支援事業の一つといたしまして、利用者の支援ということで考えていただくといいかなと、このように思いますが、こうした取り組みはできないものなのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

子育て支援総合コーディネーターということなんでございますが、こちらの子育て支援総合コーディネーター事業というものがございまして、その中では子育て家族を支援するさまざまなサービスの紹介、悩みや不安、わからないことなどの相談等、子育てを支援するためのいろいろな活動をされているということでお聞きはしておりますが、今のところ子育て支援センターに勤務している保育士等、あるいは児童館での活動を通しまして、子育て家庭の悩みや不安、そういった相談等を充実させていきたいと考えております。まだまだ子育て支援コーディネーターのほうは、なかなか難しい部分がございますので、もうしばらく、私どもも今の子育て支援センターを充実していきながら、今後考えていきたいと考えております。

○1番 松本正美君

こうした取り組みも大事ですので、ぜひ考えていただきたいなと思っております。

そして、今回の子育て関連3法の成立に伴いまして、これは選挙でどういう形が出てくるかわからないわけなんですけれども、今決まっておるのでいきますと、子育て予算が1兆円超増額されるとお聞きしているところであります。それで、この財源を活用して、幼稚園・保育園の機能をあわせ持つ認定こども園だとか、保育ママなどの家庭保育や一時保育、また

乳児家庭の全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、また放課後の児童クラブなど、さまざまな角度から実施されるともお聞きしております。この実施主体は市町村になるということでもあります。

特に地域の子育て支援の充実から、利用者への支援といたしまして、今後、子育て支援センターをふやしていくという考えはないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

今後、子育て支援センターの増設ということでございますが、今のところ蟹江保育所内での子育て支援センターと蟹江児童館内での蟹江南子育て支援センター、まだまだ2カ所目はことし開設したばかりですので、今のところこの2カ所で子育て支援のほうを行っていきたいと考えております。

○1番 松本正美君

また、今後とも考えていただければありがたいかと、このように思います。

次に、病気とか出産で入院するとか、そうした家庭保育が一時的に困難になったときに、蟹江町でも一時保育が南保育所にあるわけなんですけれども、今後、一時保育についても増設の考えはないのか、この点もちょっとお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

今のところ一時保育に関しては、南保育所で行っております。今のところ定員をオーバーするというような事態にはまだなっておりませんので、引き続き南のほうで一時保育のほうは行っていきたいと考えております。

なお、病児・病後児保育の関係になりますが、こちらのほうについては、職員配置等もございまして、今のところなかなか難しい問題と考えております。

○1番 松本正美君

今後、子育て支援にも力が入って、支援をしっかりとやっていただくと子供もふえてくると思いますので、しっかりこうしたことも今後考えていただくといいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、放課後の児童クラブについてであります。

今回の子育て関連の3法の成立によりまして、3年生以上の学童保育も可能となるということをお聞きしているところであります。現在、本町でも小学校1年生から3年生までが学童保育で行っているところであります。そうすると、本町では今後、3年生以上の学童保育がふえると考えられますが、施設を建てるとなると、また莫大な予算がかかってくるわけがあります。今後どのように考えていかれるのかお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

今現在、低学年の方の学童保育、放課後児童の事業を行っておりますが、毎年、希望者が多く、ほかの学区のところへ夏休み等なんかは行っていただく事態になっております。それ

で新しく子育て関連3法が法律化できまして施行されるとなると、今までの10歳未満という言葉が削られまして、高学年までというような形になる可能性がございます。その場合についてなんですが、受け入れ施設、今のところ児童館に併設で学童保育を行っておりますので、高学年以上を受け入れるというようなことは、なかなか難しい部分がございます。その辺は、今のところ低学年だけということではあります。

以上です。

○1番 松本正美君

非常に難しい部分も、課長言われたようにあるわけでありましたが、子育て支援として、学童保育の考え方で、今まで1年生から3年生までであったわけでありましたが、今度4年生から6年生までの高学年も学童保育ということになると、非常に大変な部分があるわけなんですけれども、特に小学校の高学年につきましては、学校でのトワイライトスクールを、あわせて考えるときが来ているんじゃないかなと、このように思うわけなんです。既に愛西市では、小学校では試験的にトワイライトスクールが実施されております。本町でも今後、学校の空き教室を利用して試験的にトワイライトスクールを実施したらどうか。特に夏休みだとか冬休みを利用した学校でのトワイライトスクールも考えてみたらどうかと思います。

トワイライトスクールのことは、これまでも議会の中で伺ってまいりました。その後、このことを含めて、どのように変わってきているのか、石垣教育長、見えますので、その辺お聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

今回の法案で、おおむね10歳未満という文言を省くということですので、高学年ということになってきたわけですが、まずこの問題については、施設の問題もあろうかと思いますが、子育て推進課、そして民生部がどのようにしていくかということ、まずは十分検討していただくと。そしてその検討の中で、やはり先ほど名古屋のトワイライトスクール、あるいは放課後子ども教室というようなものについて、必要であるということであれば、再度、教育委員会としましても研究をしていきたい。

ただ、現在思うには、蟹江小学校と学戸小学校は児童がふえつつあります。現在も何とか教室等々いいわけではありますが、空き教室が一つ問題であります。それから高学年につきましては、運動場等々も部活動とかそういうので使っておるわけでありまして、その教室を今度は、もしあるとしても、改修をする必要があるというようなこともありまして、まずは、だけれども、こういうような法案ができましたので、教育委員会としましても、どのようにしていくかを考えていきたい。これは子育て推進課とも話し合いの中で詰めていけたらというふうに現在は思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

今、空き教室がないということで、非常にちょっと厳しい部分もあるわけなんですけれども、今、小学校の高学年の方は、大体、塾に通っている方が多いわけですね。そういう意味からも、特に夏休みだとか冬休みを、特別にこうしたトワイライトを試験的にやってみるのもいいんじゃないかなと思うわけなんです。そうしたことも、今後踏まえて考えていただけるといいかなと思いますが、この点はどうでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

夏休みと冬休み、長期の休みの場合には、確かに部活動があるといっても、あいている場面もあります。ただ、先ほど申しましたように、これもいわゆる出入り口とか、空き教室を例えば確保したときに、その教室だけに行けるような出入り口とか、セキュリティーの問題等々もありますので、もちろん若干の改修費用も必要かなということを感じるわけですが、これはまた学校の管理責任は校長先生でありますけれども、そのあたりの関係も考えながら、先ほどご提案がありました、特にそういう夏休み、冬休みにつきましてのことについては、一度検討をしていきたいと、そんなふうに思っています。

以上です。

○1番 松本正美君

どうもありがとうございます。子育て支援充実の強化ということで、これは横江町長がきょうは見えますので、本当に今後の蟹江町にとっても、きのう来からも人口の増加という、そうしたお話もあるわけなんですけれども、そうした意味を含めても、子育て支援というのは、今後、大事になってくるし、蟹江町でも、若い親御さんたちが、蟹江町に本当に喜んで多く来ていただくということは、人口増加にもつながってくるかなと、このように思いますので、最後に町長のほうから、子育て支援の今後の支援策がありましたら、お話をお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

松本議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

今、るるうちの担当者がお答えをさせていただきました。子育て支援のいろいろな施策はあるかと思いますが、それでこの3法が成立をし、徐々にスケジュールに伴いまして、やらせていただくわけですが、今、教育長もお答えをさせていただきましたトワイライト教室の問題、それから学童保育の問題、それから子育て支援、ファミリーサポート、いろいろあるわけですが、要は少子化にいかんにかんがって、この国全体を、これからに向かって進歩させていくかという大きな問題があるわけがあります。

やっとなお重い腰を日本国政府が上げたというふうには思っているわけですが、いかにソフトをつくっていただいても、我々はハード部分で町民の皆さんにおこたえをしなければいけないと思っています。ある意味、自助・共助・公助、これをしっかりと守っていただき、まず自分たちは自分たちでという時代が来て、我々の

ころはありましたよね。それが今、すべて社会で子育てをしなければいけないという、私自身の考え方でありますと、間違っははませんが、まずは自分たちの地域で、自分たちでまず子育てを一緒にやってみようじゃないかという、そういう考え方もあるサークル活動がこのごろふえました。

ある意味、蟹江町でも、協働まちづくり支援事業、先般ご説明をしましたが、そこで6つの事業所の方をお願いをして、いま、蟹江町の施策を一緒になってやらせていただいております。安心・安全のための防災・減災の会も一つであります。

そして、にこにこママ連盟という一つの団体の方に、あいている施設を使っていたきたいということで、現実は今やっせていただいております。そこのお母さん方に、この前お邪魔をして、話を聞くことができました。今何が不安ですかと言うと、やはりゼロ歳児、それから1歳児を抱えて非常に育児に対する不安、それから今後の病気だとか社会に対する不安、友達、いろいろなことが今、核家族化で相談する方がないそうであります。それをすべて蟹江町の職員が担当できるかという、なかなか人数的にも難しいと私は思っています。ある意味、そういう悩みを抱えた、そしていろいろな目標を抱えたお母さん方が一つに集まることによって、そしてボランティアという一つの事業を通じて仲よくできる、またそれがいろいろな施策にもつながってくるということで、今1年間、にこにこママ連盟の方に、子育て支援に対すること、ファミリーサポートに関することも含めて、今、支援をいただいております。

本当に松本議員おっしゃるとおり、この3法が、法律で守らなきゃいけないではなくて、まず自分たちの地域は自分たちでしっかりやろうという、そういう自助の精神を、しっかりとこれから身につけることが必要ではないのかと。当然、社会、公がこれをしっかり支えていく、法律でもってバックアップしていく、これは当たり前のことです。我々としても、先ほどの教育長の答弁にもありました、10歳以下という文言が外されるようでありますので、今までそういう答弁をしておりましたが、今現在も任意で自主運営をいただいている団体の方もお見えになるわけありますから、そういう方としっかりと手を携えながら、これからの少子化対策、それから子育て対策に力を入れてまいりたい、このように思っておりますので、ご支援のほどよろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうもありがとうございました。どうか蟹江町の子供たちのためにも、子育て支援の充実強化をしっかりと取り組んでいただきまして、先ほど町長が言われたように、しっかりと子育て支援、また少子化対策に取り組んでいただきたいことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 中村英子君



以上で松本正美君の質問を終わります。

質問7番 佐藤茂君の「近鉄富吉駅南地区の開発について」を許可いたします。

佐藤茂君、質問席へお着きください。

○10番 佐藤 茂君

どうもおはようございます。10番 清新の佐藤茂です。よろしくお願いします。

きょうは、近鉄富吉駅南地区の開発についてお尋ねしますので、よろしくお願いします。

蟹江町都市計画マスタープランの中で、まちづくり検討地区に近鉄富吉駅南地区も入っておりますが、そこでお伺いしたいと思います。

昨日も議員さんの方々から、市街化という話がたくさん出ておりましたが、きょうは市街化ということがどのようなことなのかお聞きしたいと思います。

まず、4年ほど前ですが、市街化についての説明会が新蟹江地区であり、そして昨年度、アンケート調査をされ、少しずつではありますが、地域の皆さん方から市街化についての質問等が出てきております。いつから区画整理事業を始めるのか、またいつ市街化になるのかという声が出てきております。

私も少しは市街化ということについて勉強させていただいておりますが、勉強させていただくうちに、これは本当に大変な労力と時間が必要であると。簡単にできるものではないということを私なりに理解しましたわけですが、地域の方々の中には、十分ご理解をされている方もお見えかと思いますが、大多数の方は町がすべてやってくれ、道路も広くなり、そして公園もでき、また住みやすい町になるだろうと、このように思っている方が多いのではとっております。また、市街化になると土地の評価額が上がり、税金が高くなるのではと心配されている方も大勢お見えです。

そこで、今回、私が質問することによって、少しでも地域の皆さん方が地域の開発に関心を持っていただき、そして市街化に向けてのきっかけになればと思い、質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず区画整理事業を行い、市街化にすることによって、どのようなメリット、そしてまたデメリットがあるのか、少しお聞かせいただければありがたいと思います。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、お答えさせていただきます。

土地区画整理事業は、良好な住環境整備を行い、土地の利用価値を高め、健全な市街地形成を図る事業でございます。

具体的なメリットとしては、次のような効果があります。

まず、1つ目に、土地の権利などを保全しながら事業を行いますので、地域のコミュニティはそのまま生かされます。

2つ目でございます。安全で快適な道路が整備されることとなります。

3つ目に、子供の遊び場や地域の皆さんの憩いの場として公園が整備されます。

4つ目に、道路に面した形の整った、宅地として利用しやすいものとなり、敷地境界も明確になります。

5つ目でございます。有効な土地活用ができるようになります。

6つ目でございます。土地活用を目的としていますので、上下水道やガスなどのライフラインが一体的に事業の中で整備され、便利になります。

以上のことがメリットとして考えられます。

また、デメリットでございますが、これはデメリットというよりも、各地権者の困り事や不利益のたぐいになるのではないかと思います。1つ目に、土地活用を目的としているため、優良農地は失われることになり、環境も変化します。

2つ目に、地権者の意向により、点在した農地を計画した場合には、農耕作がしづらくなります。

3つ目でございます。事業計画により、これまでとは全く違う場所に換地——土地が割り当てられることをいうんですが、そういった場合もございます。

4つ目に、事業への土地の提供——これ減歩とっておりますが、減歩することにより、通常換地される権利面積は小さくなります。

なお、この富吉地区におきましては、かつて土地改良事業が実施されておまして、そのときもう既に減歩された地域でございますが、区画整理事業の減歩によりまして、改めて土地の協力をしていただくことになります。

5つ目でございます。基本的に土地の評価——価格が上がると思われますため、固定資産税額などの見直しがされることになります。

以上、このようなことが考えられまして、メリット・デメリットにつきましては、以上でございます。

#### ○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございます。今、メリット・デメリット、ご説明いただきましたんですが、メリットのほうとしては、コミュニティがそのまま生かされる、また道路が整備される、そして公園ができる、境界が明確になる、土地活用までにライフラインが整備される。これはあれなんですけれども、今ちょっと一つだけ気になったんですが、デメリットのほうなんですけれども、農業がやりにくくなる、そして換地が違う場所になる。ちょっとこれが気になるんですけれども、私もちょっと、大分前ですが、区画整理という資料をおたく様のほうからいただきまして、ちょこっと勉強させていただいたわけなんですけれども、換地が違う場所になるというのは、要は減歩された土地、宅地ですかね、これを保留地としてつくられるということですね。そして、保留した土地を売却すると。売却して、そして区画整理事業の資金に充てるということのように私は思っておるわけなんですけれども。そして、保留地を高

く売るといふのかな、それを言つてはあれですけども、要はいい場所に保留地といふのを  
持つていきたいと。そのためにもともとあつたいい場所といふものを、申しわけないけれど  
も、ちょっといざつていただけないかと。そんなやうなこゝなんでしょうか。ちょっとよろ  
しくお願ひします。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

今のご質問、大きく2点に分かれると思ひますが、まず区画整理事業は、決められた区画  
整理をやりますよといふ地域を、一たん白紙にするといふことを思つてください。それで白  
紙の状態にしまして、道路だとか、今言われた保留地、資金を生み出したための保留地だとか  
公園など、公共施設を整備していきます。そこの中にブロック、一つのエリアの中に皆さん  
の土地を割り込んでいくわけですが、その中に保留地も入ります。

基本的に区画整理の考え方は、現地換地です。だからもともとそこにあつたもので、その  
土地の近くに換地としてお渡しする、割り込んでいくといふのが基本なんですけれども、場  
合によっては、今言われた保留地を設定した、道路になつた、公園になつたといふことで、  
どうしてもそこには換地できない場合等々ございます。そうした場合、どこか別のところに、  
これもちろん土地所有者の方とのお話し合いのもとで決めさせていただくわけでございます  
けれども、全然違つたところに換地されることになる、これは区画整理の言葉で「飛び換  
地」と言つておりますが、そうした場合がございます。

こんなご回答でよろしゅうございますでしょうか。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは次に、市街化を進めるに当たつて、何が一番難しいのか、ちょっとお聞きしたい  
と思ひます。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、市街化を進めるに当たつて、何が一番難しいかといふご質問でございますが、  
これまでのさまざまな地区の区画整理事業に、実務、仕事として携わらせていただきました。  
実務に携わつておりました、一番難しいといふよりも、一番大切なことと私は思つてい  
るんですが、よく言われることかもしれませんが、事業を進める地区の土地所有者——地権者  
ですね、その皆さんや、地区内及びその周辺に実際にお住まいになつてみえる住民の皆さん  
の事業に対する理解とご協力に尽きるのではないのかなといふふうにお願ひしております。当然、  
事業を円滑に進めますには、資金や財政的な問題、施行者としての人的な問題等々、事業を  
行う側の問題も多くございますが、何よりも地域の皆さんに自分たちの事業であるといふ認  
識を持っていただき、事業に前向きに取り組んでいただくことになれば、事業は早く円滑に  
進むものと考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございます。今、自分たちの事業というような言葉が出てきたような気がするんですけども、自分たちの事業ということ、私どもとしては、極端なことを言いますと、町のほうからどうですかという話が出てきて、それで進めていくような感じなんですけれども、自分たちの事業というと、自分みずから、我々からこの土地を何とかしてくれんかというようなことですかね。どういうふうなんだろうと。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

答弁にちょっと不足がございましたね。自分たちの事業と私が申しましたのは、すみません、組合施行の区画整理事業。昨日、黒川議員からも、事業の手続の仕方をご質問されました、組合施行の場合の手続・手順をご説明いたしました。私も今回、組合施行を前提としたもので今回ちょっと答えをさせていただきました。ですから、あくまでも組合事業、組合の皆さんがやる事業としてというとらえ方をさせていただきました、皆さんで行っていただく事業だよというのを認識していただきたいというのが、一番肝心なことというふうなことで答えさせていただきました。

以上です。

○10番 佐藤 茂君

今、大変申しわけありません、今ちょっとお聞き、あれですけども、3番として、またちょっと同じようなあれになると思いますけれども、区画整理事業の施行者が学戸地区のように町施行になるのか、また別な方法でやられるのかということ、もう一度お聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

今のご質問とちょっと重複するところがあるかもしれませんが、これまで蟹江町では、現在施行中のものも含めまして、町が直接の施行者となって行いました町施行の土地区画整理事業と、地権者の皆さんが組合員となり、皆さんで組合を組織して行う組合施行の区画整理事業を行ってまいりました。

このように、町施行と組合施行の大きく2種類の区画整理事業を、それぞれ行ってまいりましたが、一般的に既成市街地などで建物が多く、市街化率そのものが高い地区では、公共施設整備が主となる公共性が高い地区で区画整理事業を施行する場合は、公共団体——町施行が適し、また移転する建物が少ない新市街地での事業は、組合施行が適していると言われています。

このようなことから、まだ本当に想定範囲で恐縮ではございますが、今後、近鉄富吉駅南地区を、区画整理事業の手法により基盤整備するのであれば、組合施行による区画整理事業が適しているのではないかと考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。そうすると、町施行じゃなくて、今回もしやるとした場合、組合施行のほうがいいかと、そういうお考えということでございますね。はい、どうもありがとうございました。

それでは次に、開発についてですが、この地区は、蟹江町の中にあっても、少しほかの地区と違うような気がするわけであります。それは何かといいますと、蟹江町には大きな川が4本流れておりますが、日光川、蟹江川、そして善太川、福田川であります。当然ではあります、それぞれには堤防があり、その堤防が川のはんらんを防いでくれますし、また隣の堤防が決壊した場合、外から水が来たような場合でも、その堤防は水の流入を食いとめてくれる役目をしてくれると。地域全体を守ってくれるかと思うわけであります。

ところが、この近鉄富吉駅南地区という場所は、特に日光川西は、はるか遠くに木曾川の堤防はありますが、余りにも遠いと。また広過ぎるような気がするわけであります。

1959年9月26日の伊勢湾台風というものを私も経験しておりますが、日光川西は水が引くの40日ほどかかっております。そのような地区をどのように開発されていくのか、大変難しいとは思いますが、何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

そこで、次の質問ですが、この近鉄富吉駅南地区を開発するに当たって、水害対策というものについてどのようにお考えか、よろしく願いいたします。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、お答えさせていただきます。

市街地開発に伴います水害対策についてお答えさせていただきますが、区画整理事業を施行する場合、事業を計画する段階で、事業施行地区内の水害対策も施した計画を立案しなければなりません。市街地整備開発事業は、宅地化推進事業でもございますので、事業施行前は降水時に遊水——水をためる機能ですね、を有しておりました田んぼなどの農地を、今度は宅地として利用できるように造成することになります。

田を埋めることによって、これまで雨水などのいわゆる一時水をためておりました農地がなくなるわけですから、それにかわる遊水・貯水対策ですね、が当然必要となってまいります。

具体的にはどうするかといいますと、降雨時の浸水対策としまして、地区の面積や状況、それから過去の雨量データなどを勘案して、地区内に池、これは調整池と呼んでおりますが、調整池をつくり、一時的に雨水などをためる施設を整備することによりまして、事業地区内の浸水被害から地区を守る手だてを施します。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、例えば大雨が降った場合、最近、ゲリラ豪雨とかいうものも多々あって、大雨が降った場合には、そういう調整池というものは有効ではあるかなと思うわけですが、先ほど私も言いましたけれども、先般、防災公園というものがありませんでした。あの中で、津波というところですが、必ず災害はやってくるというようなことを言われたわけですが、もし仮に地震が起き、津波が来た場合のことも、ある程度想定に入れないといかんと思うわけでありまして、もし津波が来た場合というのは、減災に努めるということに尽きるのか、何かお考えというものがありませんでしょうか。なければあれですけども。申しわけないけれどもね。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

今、水害対策について、どのような手だてを施すかということでご回答させていただきましたが、津波に対しましては、調整池というものは想定しておりません。ただ、災害被害の関係で、例えば一例でございますけれども、先だって台風17号の襲来によりまして、非常に大雨がこの地域に降りました。本当に最近にない例だったんですが、町内の至るところで冠水・浸水が起きてしまいました。そのような中で、今現在施行して蟹江今駅北地区ですね、あそこ調整池が設けてございますので、蟹江今駅北地区の区画整理の事業の中については、そうした冠水・浸水地区はございませんでしたことで、ちょっと説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございます。それでは、次に移りたいと思います。

次に、農地法が改正されて3年ほどたち、一般企業の方が農業に参入してきているようですが、この地は地権者がばらばらで、まとまった土地がないわけでありまして。もしこれからも農業を続けたいという方が見えれば、区画整理事業というものをを行い、農地を1カ所にまとめ、そして農業に頑張ってもらえばよろしいかと思うわけでありまして、ところが今の現状としては、日本じゅうすべてだと思っておりますが、高齢化が進み、農業を受け継ぐ後継者がいないということでありまして。私もそうでありまして、昔はある程度耕作というものをしておりました。ところが今は、すべてオペレーターの方にお任せという状態でありまして。

先ほど言いましたが、農業が少しずつではありますが、見直されつつあるわけですが、このこともまた皆さんと一緒に考えていかなければならないと思うわけでありまして、話が少しそれたような気がいたしますが、今現在、あの地域の状況ですが、市街化調整区域でありながら、どんどん家が建ち、そして工場等もできております。皆さん、法律に従って建てられているわけで、違法でも何でもないのでありますが、しかし、このままいくと、何も整理されないまま、農地が埋まってしまうかもしれません。そうなってしまうと、本当に区画整理どころか、何もできなくなってしまうというような気がいたします。

まだ今なら間に合うかと思うわけであります。そして開発に当たっては、蟹江高校跡地というものが、大変重要なかぎになってくるかと私ども思っております。蟹江高校跡地購入の件に関しては、いろいろとご意見があろうかと思いますが、もしあの地域が開発され、家がどんどん建った場合、先ほど水害ということに触れましたが、もしものときの避難場所というものが、どうしても必要になってくるのではないかなと思っております。あの蟹江高校跡地がもし購入できた場合、避難場所も視野に入れていただきたいなど、このように思っております。

また、愛知大学にグラウンドを貸すというような件は、どのようになったのでしょうか。これもまた地域の開発に当たっては、大変重要な要素になってくるのではと思っておりますが、

そこで、最後の質問になりますが、この地域を開発する上で、旧蟹江高校跡地をどのように開発していくのか、もしお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

蟹江高校の跡地を避難場所に利用できないかという、そういうような内容であろうと思います。

蟹江高校の跡地を購入していこうと、そうやって決めたのは、当然、昨年3月11日に起きました東日本大震災、それも大きな要因の一つでございます。広い土地があれば、防災上の避難場所として必ず役に立つんだと。それで大きな災害が起きた場合、きっと役に立つであろうと、そういうこともあって、購入を決める大きな要素であったのかなと、そんなふうに思っています。

それで、蟹江高校のグラウンドは、以前から、高校が実際にあった時分から、蟹江町の広域避難所の一つとしてありました。廃校になった現在においても、愛知県の手承を得まして、小・中学校のグラウンドと同様に、今までと同様に、町の広域避難場所という格好で位置づけております。

そういうことですので、もし何かあった場合、災害が起きた場合は、いつでも住民の皆さんについては、蟹江高校のグラウンドに避難していただけると、そういうことになっております。

それで、建物についてでございますけれども、ご存じのように購入に当たっては、南校舎を何とか避難場所として使用していけるようにしていこうと、そういうことで当初から言っております。ですから、南校舎については、そういう改修をさせていただいて、避難場所という格好でやっていきたいと、そんなふうに思っています。

ただ、南校舎を除く校舎——体育館等ですが、そちらについては耐震の基準を満たしていないということもありますので、これはもういずれ解体をしていくと、そういうことになってきますので、避難場所としての利用は、それは難しいということになります。

先ほど言いました南校舎については、耐震補強に加えて、ある程度やはり改修工事をやってまいりますので、工事が終わった後は、皆さん方の避難場所としてご利用していただくと、そういう格好で考えております。

それから、愛知大学にグラウンドを貸すという件は、どのようになったのかという話でございます。

これも実は愛知大学とのかかわりについては、全員協議会ですとか行政報告によって、いろいろと議会のほうにも報告させていただきましたけれども、大学とのかかわりは、実は平成21年の6月ぐらいから始まっておりまして、これは最初は県の教育委員会のほうから、そこを通して、24年、ことしもう既に笹島の新しいキャンパスがオープンしましたが、そのオープンをしたときには、屋外の運動施設として蟹江高校の跡地を利用させてもらえないかと、そういう申し出を実は町のほうにしたいんですがという、そういうのを実は大学が思っているということを、県のほうから伺ったのが最初でありました。

それ以降、大学の学長さんとか向こうの関係者が、町長とも数回面談していただいて、大学の意向をいろいろと聞かせていただきました。大学側とは、ことしになってからも数回話し合いを行っております。

それで、大学側の要望というのは、主に運動クラブの部活動の場という格好で蟹江高校のグラウンドを貸してもらえないだろうか、という意向でございます。ただ、これも実は所有者がまだ愛知県ということもやっぱりありますし、現在まだ交渉中という、そういうこともありますので、具体的な話ということには、まだそういうことにはなっていません。

それで、町としては、グラウンド部分については、今もそうですが、中学校の部活動で使うですとか、体育協会やスポーツ少年団、そういう活動の補完グラウンドという格好で、跡地のグラウンドを使いたいと、そういうことも思っておりますし、また消防の訓練も今ここでやっていますし、それこそ地元といいますか、盆踊りやなんかもあそこで今現在やっていますので、そういうイベント会場みたいな格好としても、あそこを使っていきたい。それで災害時には、先ほど言いましたように広域避難所としても活用が考えられると、そんなふうに実は思っております。

ただ、これらの使用形態については、実は定期的に使っているものじゃないものですから、どうしてもグラウンドが常時あいているような状況になってしまいますので、そういうことであれば、愛知大学のほうからも、グラウンドを貸してほしいんだと、そういう要望があるものですから、期間を切って、大学の専用グラウンドみたいな格好で貸していく、そんなようなことも考えられないのかなと。ただ、そうやって貸すにしても、町の行事を優先的にそれは使用させてもらうんだと、そういう条件を持って進めていけたらなというふうに思っています。ただ、貸すに当たっては、当然、お金を伴ってきますので、その辺については、今後、大学のほうとしっかりと詰めていきたいと、そんなふうに思っています。



以上です。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。避難場所として使わせていただけると。そしてまた、大学側はまだこれからという話ではございますが、大学生があそこを通るようになれば、大変、町も活性化されていくというふうに思っておるものですから、そういう意味でちょっと質問させていただきました。

きょうは、この質問をしたことにより、地域の方々の町民の皆様方が市街化と、また区画整理事業を行うということに関心を持っていただき、市街化が前に進むことを願って、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 中村英子君

以上で佐藤茂君の質問を終わります。

暫時休憩といたします。再開、35分です。よろしくお願いいたします。

(午前10時17分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 中村英子君

質問8番 安藤洋一君の「蟹江町の水害対策を問う」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○3番 安藤洋一君

3番 清新 安藤洋一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、これより通告書に沿って、「蟹江町の水害対策を問う」と題しまして質問をさせていただきます。

さて、我が蟹江町は、水郷の里とうたわれ、町の中をたくさんの川が流れ、水の豊かなところであるのは、改めて私が申し上げるまでもありません。しかし、これは裏を返せば水が多過ぎる、水を治めるのに苦勞が絶えないと言えることであります。この町の昔を知らない私でも、治水には大変な苦勞と水との戦いが繰り返されてきたことは、よくお聞きしております。

しかし、水との戦いは過去の話ではありません。対策は今もって継続していかなければなりませんし、さらに加速度をつけて強化していかなければ、海拔マイナス1メートル以下が広がるこの地域では、いざそのときにとても間に合いません。そして、町民の不安を取り去り、安心・安全・快適な暮らしを確保することが急務であると考えます。

特に今回は、地震による津波や液状化といった大規模な災害ではなく、ほぼ毎年想定できるであろう、大雨や台風などによる水害について考えてみたいと思います。

まず第1問目は、日光川左岸堤防についてであります。

町長のお手元にお届けした写真は、ことしの7月8日に撮影した日光川左岸堤防の写真であります。これです。

まず1枚目は、尾張温泉の南側、駐車場の南の付近であります。それから2枚目、これですが、旧町民菜園の西側付近、それからこれは蟹江町図書館の北にあります。これはいずれも佐屋川に接する堤防のつけ根部分であります。天気は2日前の6日が雨で、1時間に20ミリ、合計で1日に50ミリほどの雨が降っております。撮影当日は朝から快晴でありました。

この写真からもおわかりになるとと思いますが、この3カ所の決まったところから、少しまとまった雨が降ると水が流れ出ているようであります。しかも、泥や砂がまじっているような、相当古くから流れているような様子であります。堤防の上っ面だけを流れている分には何も心配は要らないのですが、どうも見た限りでは、そうとばかりは言えないように思います。

以前、私が役場に説明を求めましたところ、「愛知県において矢板の補強工事が行われ、完了しているので心配ない」とのご返答でしたが、それで本当に大丈夫なんでしょうか。

古いことわざの中に、「千丈の堤も蟻の一穴」という一節があります。まさにそれを連想させる光景であります。雨のしみ込んだ水が土や砂とともに流れ出て、長い年月の間に、気がついたら堤防の中身がすかすかということは、私の考え過ぎなことなんでしょうか。専門知識のない我々一般町民や、特に堤防の近くにお住まいの皆さんの不安は並大抵のものではありません。この堤防は切れるのではないか、堤防が崩れたらどうしよう、どう逃げればよいんだろうか、その不安は途切れることはありません。

そしてもう一つ、不思議で仕方がないことがあります。なぜ日光川の堤防は、左岸堤と右岸堤でその幅があんなに違うのでしょうか。サンサンブリッジの中央に立って眺めてみますと、左岸堤の貧弱さが際立って見えます。あれで左岸堤の強度も十分にあるということであれば、それはそれでよいのですが、どうも私にはいまいち納得がいきません。

大雨や台風のたびに左岸堤が切れそうな気がして、気持ちが悪くしょうがないという声もお聞きしております。さらに、同じ左岸堤においても、ところによってつけ足しの盛り土をして幅を広げてあったりと、まあこういうふうに見えるんですけども、素人目に見ても、それが不思議な構造に見えて仕方がありません。付近住民の方は不安いっぱい、心が休まらないのであります。

もっとも日光川の管理は愛知県であり、蟹江町ではありませんが、そのそばに住んでいるのは蟹江町民であります。その町民の皆さんが安心できるように、一般の方にもわかりやすく納得できる説明を、蟹江町の見解としてご答弁をお願いいたします。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

左岸堤防について3点ほど質問をいただきました。

まず、浸水箇所が見受けられるが、堤防強度に問題はないかでございますが、以前にもご指摘の箇所付近で、堤防下部から水がしみ出しているとの情報をいただいたことがございます。川を管理する愛知県と現地の確認をしましたが、ご心配の堤防本体の強度に係る現象ではなく、川の水位状況によって発生する現象であるとの見解を得ています。

河川管理者もパトロールの中で、堤防等の不具合について注視はしているところでございますし、また今回のように情報の提供をいただければ、現地確認をさせていただくなどして、十分配慮を図ってまいりたいと考えています。

2番目に、狭い左岸堤防の強度は大丈夫かでございますが、兩岸の堤防の幅の違いは、日光川右岸堤におきましては、上流部、旧平和町の155号線から南は飛島村伊勢湾岸道路までの区間については、愛知県の土木部が管理・所管する事業として、日光川右岸堤防防災道路を建設中でございます。

ご指摘の左岸に対して右岸堤防が広がっておるのは、この事業により災害時の緊急輸送路として利用できるように道路機能を持たせているため、広がっているものでございます。堤防本体の強度は、現状の左岸堤防でその機能は確保されており、問題はないものと考えます。

次に、狭い堤防でのその場しのぎの対策に見えるが、なぜかということの質問ですが、左岸堤に見られるつけ足したような盛り土ではありますが、日光川全体河川改修では、現在では町内全川において一時改修は終わっております。実際、川を見ていただきますと、川側に鋼矢板が打ち込まれた護岸ができています。確認いただけます。この工事が完了で一時改修して、堤防の安全は確保されております。

ご指摘の盛り土については、尾張温泉の西側付近での状況をおっしゃってみえると思いますが、この区域は平成15年から3年程度の期間で地盤沈下対策事業が施行されました。最近特に心配しておられる地震による液状化対応をしたもので、従来の矢板よりも長く、排水機能を添えた矢板を打ち込むことにより、液状化を防止しようとするものであります。この事業が実施された際、ちょうど尾張温泉の西あたりには、河川の用地に余分があったため、幅員に余裕が見られた区間に、いわば余分に盛り土をしたもので、この盛り土がなければ危険というものではございません。ご心配のような、強度不足の堤防をその場しのぎで盛り土したというものでもございませんので、ご理解をお願いします。

○3番 安藤洋一君

よくわかりました。ありがとうございます。

それから、堤防というのは、今、液状化にも配慮されているというご説明がありましたので、よくわかりましたが、地震そのものに対して、どのくらいの強度があるのか、震度幾つを超えると崩壊の可能性があるかとか、そういったことを、もしおわかりになりましたらお教えてください。

○産業建設部長 水野久夫君

地震等の液状化を想定しての対策というものを施しておりますが、実際、震度6までオーケーだとか震度7でもいいですよというようなものではございません。もちろん従来の基準が阪神・淡路を基準としておりましたが、昨年の震災以降、そういった基準も変わってきておまして、最終的に一番最新の基準でということになりますと、現在それは愛知県のほうではまだ調査中でおしまして、新しい基準ができ上がれば、またそれに沿った対応がされるものでありまして、現在の状態では、先ほど次長が申しましたような尾張温泉の西側部分、それも昔の地形の関係で、液状化等が起こりやすいだろうというふうな判断がされたところでありまして、ご説明を申し上げたような施工が以前にされております。

同じような感じの中で、一部、善太川のほうでも、工法は違ってサンドコンパクションという工法を採用しておりますけれども、そちらのほうでも、当時の基準に合わせた液状化対策が施されております。

ですから、まだこの先も新しい基準ができることによって、施工を見直して、必要するというような箇所は発生してくるやもしれません。

○3番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

続いて、2問目に参ります。次は、大雨や台風による水害についてであります。

日ごろから冠水しやすい地域の調査・把握はなされていることと思っておりますが、先ほど佐藤議員の質問にも出てきましたが、9月30日の台風17号の状況は、十分に把握されていたでしょうか。役場から被害状況の報告書、これですね、配布していただきました。これをいただきましたが、私も住民の方から連絡をいただきまして、地元の状況を私なりに見てまいりました。時間は、ちょうど雨のピークと思われる午後6時から7時ごろだったと思います。

私が見た限りの道路冠水状況ですが、まず八幡一丁目一帯、源氏一丁目は、特に愛知銀行の西側あたりで20センチから30センチ、場所によってはそれ以上の冠水、それから北へ行きまして、バローの西側道路では、30センチから40センチの道路冠水となっており、その付近にありました自転車のタイヤが半分ほどつかり、乗用車も危うい状況でした。そういう状況を知り、経験の豊富な付近の住民の方の中には、事前に車を高いところに移動させた方もおられたようです。私自身は車高の高いトラックで移動していたので難なく動けましたが、乗用車では恐ろしくて引き返していたでしょう。

続いて、錦二丁目一帯でも、20センチから30センチの冠水、錦公園の北にある用水路は、完全に水に隠れ、道路との区別は、ガードレールのおかげでわかるといった、一見して恐ろしい状況でした。

さらに、西尾張中央道の東側に回ってみましたが、蟹江川と中央道の間では、道路の冠水は、私の見た範囲ですが、その中では見当たりませんでした。とはいえ、学戸小学校の南側

にある用水路では、道路面までおよそ10センチ程度まで増水していましたので、これもまた危ういところであります。

こうして自分で実際に見回った後でこの報告書を見てみますと、若干の違いが見受けられます。私が見てきた冠水箇所は、ほとんど地図上に反映されていません。これはどういうことなのか、残念ながら実際の調査が足りていないのではないかと、冠水しやすい箇所の情報をしっかり把握できていないのではないかと思われてしまいますが、いかがでしょうか。実はこれらの冠水箇所を確認した直後に、私は役場に電話で報告しているのですが、どうもその後の現地確認などのフォローがなされていないと言わざるを得ません。

こういった現地確認作業は、今後の災害予測にも非常に大切なデータとなると考えられますので、この狭い蟹江町地内のことですので、ぜひ面倒でも、きめの細かい現地調査、確認作業をお願いいたします。

さて、こうした道路冠水や浸水しやすい地域の方々にお話を伺いますと、「こんな状況は何も大型台風が来たときだけではなく、ちょっとまとまった雨が降るとすぐにこうなるんだ」と異口同音に言うておられました。さらに、「大雨が降るたびに恐怖で眠れない」と言われる方もお見えになりました。その実際の証明としまして、8月18日の雨のときも、これらの地域は冠水しております。これがその写真であります。これを提供してくださった方は地元の方でお見えになりました。このときの気象庁のデータによりますと、このときは1時間に34ミリの雨が降っております。1日合計では36ミリですので、短時間に集中的に降っています。

予期せぬ水害、予想を超えた規模、想定外の気象によるものは、天災と言われても仕方がありませんが、この地域のように、昔から少しまとまった雨が降れば必ず道路が冠水する、もっと分析すれば、何ミリ以上の雨が1時間のうちに降れば間違いなく冠水すると判断できるものを、十分な対策をせずに何年も見過ごしておくのは、天災とか自然災害とばかりは言えないと思うのですが、いかがでしょうか。

ちなみに、町長のお手元にお届けした気象庁発表の蟹江町の過去の降水量のデータによりますと、年間に見る1日最大の降水量の波は、大ざっぱですけれども、およそ10年周期であらわれております。さらに、1時間当たり50ミリ以上の降水量で見えますと、もっと頻繁にあらわれておまして、これ必ずしも最近の温暖化の影響とも思えません。ですので、今回の程度の降水量は、いつ降ってもおかしくない。つまり十分に想定範囲内であると思われませんが、いかがでしょうか。

これらの対策としては、側溝の大型化や排水経路の見直し・増設、さらには排水ポンプの強化・増設など、打つ手はいろいろあると思われるのですが、早急な改善や対策をお願いいたします。

この役場からわずかほんの1キロメートルあるかないか、幹線道路である中央道のすぐ西

側というこの地域でこの状況というのは、蟹江町としてはいかなものかと思われませんが、  
どうでしょうか、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

台風17号で調査の甘さ、情報の把握はしっかりできているかの問いですが、当日は町民の方々からも多くの冠水の実態を伝える電話がありました。私どもも非常配備の体制をしき、いただいた情報とあわせて、町内をブロックに分けて三、四班で巡回をしました。

議員からお示しをいただいた写真を確認させていただきますと、私どもが把握した状況との違いがございます。一班で回る範囲のエリアの広さにより、巡視に必要な時間も変わってまいりましたし、巡視を行う時間の間隔によっても、現状での浸水状況には大きな違いが生じていることもございますので、今後はエリアの縮小や時間の間隔を短くするなどの改善を図り、確実な状況把握に努めたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

それから、排水路の見直し・増設、排水ポンプの強化などの早急な改善対策はどのように考えているかでございますが、安藤議員もご存じだと思いますが、バロー周辺は第一学戸区画整理地外であり、排水路の計画等もなく、唯一、東放企業内の敷地内、旧町民プール北、バロー西側の先端に佐屋川へ1本だけある排水でございます。毎年、台風以外の豪雨でも冠水する箇所であり、長年の懸案事項であります。

町は、抜本的な排水経路の見直し計画を立てていますし、別に今年度はバロー西側の排水路を大きくして、冠水が少しでも起きないように工事を施工しますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○3番 安藤洋一君

ありがとうございます。いろいろ敷地の所有とか難しいことはあるかもしれませんが、その地域に住んでおみえになる方にしてみれば、そういうことは全く関係ないですね。今の自分の生活の中で、その生活が脅かされているということが、もう第一のことなんです。ですので、早急な対策をお願いしたいと思います。

本当に水害には困っておられます。家の前の側溝からじわじわと水があふれてくる、見る見る水があふれてくるというのは、本当にそこにお住まいの方にしてみれば、恐怖以外の何物でもないので、よろしくお願いいたします。

次に、3番目の質問であります。

今回の台風17号の際、蟹江町は、名古屋市を初め多くの市町村が出した避難勧告を出されませんでした。実はこれはまさしく正しい判断であったと私は思っております。岡村安心安全課長がNHKテレビのインタビューでも言っておられましたが、二次災害を恐れてのことです。あのときの道路冠水の状況を目の当たりにした私の考えも同じであります。最も冠水のひどい箇所では、普通に健康な成人男性でも、ちゅうちょするのではないかなと思

われます。ましてや体の不自由なお年寄りや幼い子供連れでは、かえって水に足をとられたりして、さらに危険な状況になると思われました。これでは家にじっとしているしかないなと思える光景でありました。

さてそれでは、いよいよ本当に避難してもらわなければならなくなったとき、避難勧告、避難命令を出したとき、じゃ一体どうやって避難してもらうのか、どうやって救助に向かうのか、また間に合うのか、その辺の手順や対策はでき上がっているのでしょうか。形式的な訓練用のメニューではなく、実際にシミュレーションした行動手順であり、それにのっとった訓練法や連絡組織網などは完成しているのでしょうか。そして、それを実行に移す避難訓練をぜひ行っていただきたいと思います。私はあの冠水状況を目の当たりにして、そのあたりのことが少し、いやかなり心配になりました。ご答弁をお願いいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

では、ご質問に答弁します。

まず、災害が想定され、避難すべき区域への情報としまして、3つの情報がございしますが、避難準備情報、避難勧告、避難指示というような3つの情報がございします。

避難準備情報とは、災害の発生を予測して避難勧告を発令する準備段階に入ったことをあらわす情報でございします。河川ごとに水位情報が発表され、判断注意水位——こちら判断注意情報が発表される時、に達したときには、高齢の方や障害のある方は自主避難をする目安といたしております。

次に、避難勧告とは、水害の発生するおそれがあるため、避難を勧めるために発表いたします。水位情報で避難判断水位——判断警戒情報が発表されたときでございしますが、に達したとき発令をいたします。

そして、避難指示とは、被害の危険が目の前に切迫し、生命の危機がより高まったため避難をしていただくために発表いたします。水位情報で判断危険水位、判断危険情報の発表がされますので、それに達したとき発令をいたします。

避難の基本といたしましては、地域住民が自主的に行う自主避難、さらに状況によっては、警察官、消防職員、消防団員、町職員等が行う、誘導に当たっては、町内会長等地域の代表者の協力を得て、できる限り集団避難を行っていただきます。

避難の順序は、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先といたします。危険箇所については、表示、また縄などを張るなどの安全対策を行うほか、要所に誘導員を配置して、事故防止に努めていただきます。特に夜間につきましては、照明を用意し、また浸水地帯には、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を配置して、誘導の安全を期するものといたします。

避難及び移送は、避難者及び協力者——町内会長様などが行っていただくことが基本ですが、避難者の自力による立ち退きが不可能なときは、車両、また舟艇等により行うものといたします。

なお、被災地が広域で、大規模な立ち退き、移送を要し、町において処置できないときにつきましては、災害対策本部長は知事、または近隣市町村に対し、応援を要請するものいたします。

また、水害時の逃げおくれた場所の救助方法につきましては、防災倉庫等に配備してあるゴムボートを活用するほか、また今後、各消防団の詰所にゴムボートなどの配備も考え、地域に密着した消防団を活用し、素早く救助できる体制を構築していきたいと考えております。

では、実際にシミュレーションをした行動手順といたしまして、消防署、消防団につきましては、災害を想定した非常参集訓練及び避難救助訓練としてボートの組み立て訓練、またオール操作訓練を定期的実施し、有事に備えております。

住民への伝達方法につきましては、現在、同報無線及び各町内会に配備してある防災無線により災害情報を伝達することになっていますが、今後、メール配信システムの構築及びFM防災ラジオを用いて、災害情報の伝達も考え、現在は調整中でございます。

住民の皆様がより安心できる情報伝達に万全を図りたいというように考えております。  
以上でございます。

○3番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

先ほど私申し上げました避難命令といった、そういうのはないんですかね。

○安心安全課長 岡村智彦君

避難命令というのは、冒頭にお答えいたしました避難情報ということで、避難準備情報、避難勧告、避難指示というような3つの情報がございまして、こちら避難命令ということになりますと、避難指示というような格好になります。その前の一段階、避難勧告ということになりますと、そういう水位情報で、避難を町のほうが判断して、避難してくださいというような命令を出しますので。それぞれの情報、または勧告、指示というようになっておりますので、そちらのほうもいろいろな情報を仕入れて、素早い判断をして、町のほうは出していきたいというように考えております。

以上です。

○3番 安藤洋一君

どうも言葉の使い方が間違えていまして、失礼しました。

それからちなみに、今回の台風17号では、福田川に監視員を配置したそうではありますが、そのときのそのほかの河川——蟹江川や日光川の監視体制はどうなっていたでしょうか。今後の体制や対策も含めてお話し願います。

○安心安全課長 岡村智彦君

議員のほうにお配りいたしました台風17号の被害報告の関係につきましては、福田川のことを主に記載させていただきました。福田川に関しましては、観測地というところが任意水



位観測所というところをごさいますて、観測の判断水位、避難判断水位といたしましては、そちらで0.60メートル、蟹江町のところでも基準点を設けております。こちら出合橋で0メートルというところをごさいます。

蟹江町におきましては、二次災害等、そういうことも考慮いたしまして、まだそちらの水位には達していないという判断をし、避難勧告は出しておりません。

議員が言われました福田川のほかに蟹江川、日光川という川がございます。そちらにつきましても、消防団の職員4人で体制をとっておりますが、4人体制でそれぞれ回っております。午後1時から蟹江川のほう、水位マイナス30センチ、日光川につきましてはマイナス20センチ、こちらのほうの基準につきましても、また県の川の防災情報というテレメーターなども同時に観測しておりますので、そちらを見ながらそれぞれ配置はしておりますので、そういう情報も蟹江町のほうに、安心安全課のほうに入っております。またその上、それぞれの情報に基づきまして、総務部長、消防長、また副町長、町長初め協議をしておりますので、その後の決定ということで、それぞれ情報を出すというように対策本部で話はしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○3番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

あの東日本大震災に見舞われた地域では、またそれ以外の地域においても、本当に真剣に経験をもとにした避難・救助訓練に取り組まれているようであります。

実は先月の11月下旬に、静岡県御前崎市を視察してまいりましたが、こちらにはあの浜岡原子力発電所があったり、太平洋に直接面し、目の前の太平洋には、南海トラフが横たわり、地震や津波の恐怖にさらされております。そのため、防災意識が非常に高く、行政と地域住民とが一体となって、防災計画がかなり細かく具体的に立てられており、防災施設も充実しております。

今回は水害に絞って質問をさせていただきましたが、我が蟹江町も全く他人事とは言えない状況でありますので、どうか実践的かつ有効な対策の策定をお願いいたします。

以上で私からの質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 中村英子君

以上で安藤洋一君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時13分)